

第6回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月6日(火) 午後2時00分から午後3時00分

2. 開催場所 立花市民センター

3. 出席農業委員(19名)

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 利通	4番	牛嶋 徹也
5番	小川 哲郎	6番	角 秀次	9番	中島 秀徳
10番	仁田原一太	11番	稲葉 初男	12番	入江 保生
13番	高山 和典	14番	今村 嗣範	15番	増永 勝広
16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔	19番	茅島 澄雄
20番	中村 輝義	21番	田村 一彦	23番	池尻 律芳
24番	國武 覚				

4. 出席最適化推進委員(13名)

3番	平井 照也	6番	中島 敏彦	13番	中嶋 壽敏
14番	松延 清隆	19番	松崎 保元	20番	井上 元己
24番	田形 隆徳	26番	堤 政信	32番	野中 敏成
36番	野中 円三	38番	原 義博	40番	東 正洋
45番	森松 利博				

5. 欠席委員 農業委員(5名)

3番	松尾 健一	7番	馬場 康浩	8番	大坪知美子
18番	中村 善徳	22番	三宅 覚		

6. 欠席委員 最適化推進委員(2名)

10番	下川 栄一	30番	田中 勝之
-----	-------	-----	-------

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第 10号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 32号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 33号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第 11号 農地法施行規則第29条の規定による報告について

- 議案第 34号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について
 議案第 35号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について
 議案第 36号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他
 事務実施状況の公表について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑
 美 黒木支所 渡部 真弓 森松 和久 立花支所 井上 良徳 木下 瑠璃
 花 上陽支所 松尾 誠 近藤 大生 星野支所 橋本 祐助 山口 輝信
 矢部支所 小柳 徹郎

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に
 関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長 本日は令和5年度第6回農業委員会総会を開催いたしましたところ
 委員各位には大変お忙しい中にご参集いただきまして誠にありがとう
 ございました。また、5月30日と5月31日両日にあたりまして東
 京都のシビックホールでありました全国農業委員会会長会に出席いた
 しました。農業基本法が制定されて20年経過していますが内容的な
 部分について政府が見直し案を進めていく、ということでありました
 ので農業委員会会長会でその提案をおこなってきたということござ
 います。特に私の方からの発言は藤丸代議士・古賀誠先生事務所を訪
 ねて、南筑後の会長、それから筑後・広川、私、大川、柳川すべての
 関係地域の農業委員会の会長の同意としましては、農地転用型の太陽
 光発電について私たちは12月と1月に議論をおこないましたけど、こ
 ういった平坦地での農地転用型の太陽光発電に対する政府の何らかの
 取り組み、制度的な措置が出来ないものかということで、共通見解で
 皆様からの意見をまとめて、提案を申し上げました。国の方にもそう
 いった内容を十分検討いただけるように要請してきたわけでございま
 す。それでは会議に入らせていただきます。ただ今より農業委員会総
 会を開会いたします。

（ 議 長 着 席 ）

議 長	<p>日程 第1・会議の成立</p> <p>只今の出席委員の数は農業委員<u>19名</u>、 農地利用最適化推進委員<u>13名</u>であります。 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p> <p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、2番 鵜木利通委員、4番 牛嶋徹也委員を本日の会議の録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。 事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(案件朗読)</p> <p>事務局朗読のとおり、報告2件・議案5件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。</p> <p>報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については5件です。総合計については、2ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地12筆のうち田10筆、畑2筆、合計面積13,673㎡です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。この案件は農業委員会に報告するものでありま</p>

事務局	<p>すので質疑に留め審議を終わります。 3 ページをお願いします。</p> <p>議案第 3 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の処理について番号 1 番の説明をお願いします。</p> <p>1 番についてご説明いたします。申請地は八女市岩崎字天神木 6 4 9 番、登記・現況ともに畑、面積 6 8 8 m²。譲渡人、八女市納楚の〇〇氏、八女市室岡の〇〇氏、八女市納楚の〇〇氏の農業廃止と、譲受人、八女市岩崎の〇〇氏の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2 番についてご説明します。申請地は黒木町本分字北犬山 4 3 9 3 番、登記・現況ともに畑、面積 8 6 3 m²。譲渡人、久留米市藤山町の〇〇氏の経営縮小と譲受人、八女市上陽町の〇〇氏の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 番の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>3番についてご説明いたします。申請地は立花町白木字神ノ原6633番、登記・現況ともに畑、面積38㎡ほか1筆、合計面積276㎡。</p> <p>譲渡人、筑後市大字久富の〇〇氏の経営縮小と、譲受人、立花町白木の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明いたします。申請地は立花町白木字神ノ原6698番2、登記・現況ともに畑、面積517㎡。譲渡人、筑後市大字久富の〇〇氏の経営縮小と、譲受人、立花町白木の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。申請地は立花町下辺春字鳴竹3706番9、登記・現況ともに畑、面積2,983㎡ほか1筆、合計面積4,888㎡。譲渡人、久留米市御井旗崎の〇〇氏の経営縮小と、譲受人、久留米市善導寺町の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買</p>

事務局	<p>の申請です。</p> <p>なお、〇〇氏は市外居住者であり出作をされる形になりますが、農業経験は久留米市で約50年に渡り米、野菜を作付されてあります。今回八女市にあるご自身が勤務されている事業所の近くであり、耕作をしていきたいということで当該申請地を譲り受けられるものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号6番について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。申請地は八女市星野村字琵琶畑8893番3、登記・現況ともに畑、面積587㎡。譲渡人、柳川市保加町の〇〇氏の経営廃止と、譲受人、大野城市筒井の〇〇氏の相手側の要望による、所有権移転売買の申請です。</p> <p>譲受人である〇〇氏は、これまで農業経験はないそうですが、農業業高校出身の子どもさんから農業を学ばれ、自家消費用の野菜を栽培される予定です。</p> <p>また、〇〇氏から近隣の空き家を購入されており、リフォーム後、移住される計画です。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号7番の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>7番についてご説明いたします。申請地は矢部村北矢部字中村10895番1外1筆、登記・現況ともに畑、面積84㎡外1筆、合計面積98㎡。譲渡人、愛知県額田郡幸田町大字深溝字立石の〇〇氏の遠方による耕作困難と、譲受人、八女市矢部村北矢部の〇〇氏の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。申請地は八女市龍ヶ原字中郷78番3、登記・現況ともに畑、面積959㎡。譲渡人、八女市立野の〇〇氏の子への贈与と、譲受人、八女市立野の〇〇氏の親より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は上陽町上横山字上ノ川368番2、登記・現況ともに畑、面積2,566㎡。譲渡人、八女市高塚の〇〇氏の農業廃止と譲受人、八女市本村の〇〇氏の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 5ページをお願いします。 議案第33号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。 今回は、所有権移転の案件が4件ございます。 番号1番、申請地、八女市本字牛焼谷1932番4、登記・現況ともに畑、面積2,466㎡。こちらを、八女郡広川町の〇〇氏より八女郡広川町の〇〇氏へ売買により所有権移転されるものです。 番号2番、申請地、八女市室岡字中ノ沢1329番3、登記・現況ともに田、面積683㎡ 外1筆 合計面積815㎡。こちらを、八女市室岡の〇〇氏より八女市今福の農事組合法人〇〇へ売買により所有権移転されるものです。農事組合法人〇〇は平成21年から農地所有適格法人として農地の権利を取得され、農業経営をされております。農地所有適格法人の要件であります「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」の4点については、毎年報告書にて確認しており、すべての要件を満たしていることをご報告いたします。 番号3番、申請地、八女市室岡字坂ノ下1011番2、登記・現況ともに畑、面積102㎡ 外2筆 合計面積1,235㎡。こちらを、八女市亀甲の〇〇氏より八女市室岡の〇〇氏へ売買により所有権移転されるものです。 番号4番、申請地、八女市室岡字坂ノ下1011番1、登記・現況ともに畑、面積242㎡。こちらを八女市亀甲の〇〇氏より八女市室岡の〇〇氏へ売買により所有権移転されるものです。以上でございます。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議ありませんので原案のとおり決定いたしました。 7ページをお願いします。 報告11号 農地法施行規則第29条の規定による報告について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地の場所は、ゆめタウンより北へ600mほど進んだ農地になります。申請人は八女市岩崎の〇〇氏、申請地は、岩崎字蓮輪829番、登記・現況ともに畑、面積318㎡のうち70㎡を農業倉庫用地として利用されます。</p> <p>農業倉庫につきましては、39.74㎡の鉄骨造倉庫です。倉庫には、集荷・作業スペースが主です。</p> <p>隣接農地の同意はあります。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を行います。なければ質疑を終結します。 この案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。</p>
議 長	<p>8ページをお願いします。 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、国道3号線と国道442号線の交差点である大島交差点より国道442号線を西へ200mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。申請地は八女市大島字在徳38番1、登記・現況ともに田、面積は882㎡、全体計画面積954.32㎡。この土地を八女市大島の〇〇氏が、共同住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水</p>

議 長	<p>利の承諾もとれています。</p> <p>5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんのでこの案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 9ページをお願いします。</p> <p>議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市忠見にあります福岡八女農業協同組合八女地区センターから南西へ100mほど進んだ農地です。 農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。</p> <p>第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。申請地は八女市忠見字明洲70番1、登記・現況ともに田、面積629㎡、外1筆、合計面積1,162㎡。</p> <p>この土地を福岡県朝倉市杷木池田の有限会社〇〇が八女市忠見の〇〇氏から譲り受けられて特定建築条件付売買予定地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに東側側溝を経由して水路に排水される計画です。</p>

議 長	<p>なお、こちらは農振除外の決定を受けての申請となっております。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議ありませんのでこの案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市鶴池にあります八女市立西中学校より西へ50m進んだ農地になります。農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は八女市鶴池字前田148番1、登記・現況ともに田、面積504㎡、全体計画面積2199.31㎡。</p> <p>この土地を福岡県久留米市西町の〇〇氏が神奈川県横浜市旭区本宿町の〇〇氏から譲り受けられて共同住宅(3棟18戸)、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>なお、宅地には共同住宅を建てられ、農地には居住者の駐車場として利用されます。5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、駐車場の生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

事務局	<p>異議がありませんのでこの案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。申請地は、八女市鶴池にあります八女市立岡山小学校より北へ400mほど進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。</p> <p>申請地は八女市室岡字護摩田672番1、登記・現況ともに畑、面積501㎡、全体計画面積992.85㎡。</p> <p>この土地を福岡県福岡市早良区室見の〇〇氏が福岡県福岡市博多区吉塚の〇〇氏から譲り受けられまして、長屋建住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道に排水され、雨水は北側側溝及び南側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
事務局	<p>異議がありませんのでこの案件を許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> <p>申請地の場所は、上陽町北川内地区の八女市役所上陽支所から西に1kmほど行ったところにある農地です。</p> <p>農地の区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>申請地は上陽町北川内字大門口17番1、登記・現況ともに田、面積は712㎡。この土地を上陽町北川内の〇〇氏が、八女市宅間田の</p>

<p>議 長</p>	<p>〇〇氏から購入され、自宅兼茶販売用の店舗として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利委員の承諾はとれています。</p> <p>5月29日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水は西側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議ありませんのでこの案件を許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請地の場所は、福岡八女農業協同組合黒木支店より南に約400m八女市西桑原運動公園と旧八女市衛生センター及び矢部川の河川敷にある市道「林ノ内・築地線」に挟まれた農地です。</p> <p>農地の区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>申請地は黒木町桑原字恵良686番1、登記地目は田、現況は畑、面積885㎡。この土地の譲渡人は、所有者でありました〇〇氏が令和3年8月に死亡され、相続人不在により司法書士〇〇氏が亡〇〇氏の相続財産清算人として裁判所より選定されています。</p> <p>以前より、この土地については、地元行政区より西桑原運動公園と一体的に整備を進めてほしい旨の要望もあり、八女市に寄付することについて、令和5年4月に裁判所より許可されているところです。</p> <p>この度、裁判所の許可に基づき、譲渡人、被相続人亡〇〇氏相続財産清算人 司法書士〇〇氏より、譲請人、八女市長三田村統之へ公園用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。すべて八女市所有に土地となっています。水利委員の承諾もとれています。</p> <p>5月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。</p>

議 長	<p>雨水は自然流下および北側の既存水路（側溝）に排水されます。排水に関して特段問題ないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんのでこの案件を許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>11ページをお願いします。</p> <p>議案第36号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務実施状況の公表について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>別添資料「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規程により農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、その活動の透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされております。</p> <p>令和4年に設定した最適化活動の目標に対して、農地利用の最適化の推進の状況その他事務実施状況を点検・評価したうえで公表をするものです。</p> <p>内容について主要な部分のみご説明いたします。</p> <p>1ページは、令和4年度目標設定時であります令和4年4月1日時点の農業委員会の状況についてです。</p> <p>2 農家・農地等の概要は、直近2020年に実施された農林業センサスや令和3年耕地及び作付面積統計等のデータを基に記入してお</p>

ります。

2 ページ、最適化活動の実施状況について、農業委員会の実績及び点検・評価結果となっております。

1 最適化活動の成果目標に対する点検・評価についてです。

(1) 農地の集積について、①現状及び課題、②目標については記載のとおりです。③実績については、令和4年度の新規集積面積は139.6haとなっており管内の農地面積6,450haに対して、これまでの集積面積が2,452ha、集積率は38.0%となっております。目標に対する達成状況は102.7%でした。

(2) 遊休農地の発生防止・解消について、①現状及び課題、②目標については記載のとおりです。3ページに移りまして、③実績については、緑区分の既存遊休農地の解消実績面積が0.7haとなっており、目標に対する達成状況は20.6%でした。黄区分の既存遊休農地解消のための工程表の策定状況については、市・農地バンク等連携のもと、基盤整備の実施方法等について検討を行いました。(現在立花地区において担い手による基盤整備等の計画があるとのこと)

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積は5.5haでした。

④その他については、令和4年度の農地パトロールの実績に基づき記載しております。

(3) 新規参入の促進について、①現状及び課題、②目標については記載のとおりです。4ページに移りまして、③実績については、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は34haで、目標に対する達成状況は183.7%でした。八女市HPにて公表をしております。

2 最適化活動の活動目標に対する点検・評価についてです。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標 (2) 活動強化月間の設定について目標と実績については記載のとおりです。5ページに移りまして、

(3) 新規参入相談会への参加については、令和4年度参加の実績はありませんでした。

目標達成状況の評語につきましましては、目標項目ごとの達成状況に応じた点数の合計に応じた評語を記載するようになっており、令和4年度の目標に対する実績については「目標に対して期待を上回る結果が得られた」という評語となりました。また、推進委員等の点検・評価

	<p>結果としては全員が目標に対して期待どおりの結果が得られております。</p> <p>6 ページに移りまして、事務の実施状況については記載のとおりとなっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。ただ今より質疑を行います。</p>
農業委員 21番	<p>2 ページ目の新規集積面積これは何を足したのですか？ どういう数字を足し算したか何の資料もないから、適正かどうかというのが分からないしチェックしようがない。 我々からすると、事務局のいう事を全部信用するしかない。 どういった方々のデータを集計したのか教えてください。</p>
事務局	<p>集積面積については、一年間に農地の貸し借りのあったものを全体で合計したものでございます。継続は省いて新しく利用権設定がされたもの、そういったものを積み上げたものでございます。</p> <p>担い手の集積ということで考えますと認定農業者や基本構想の水準達成者、そういった方に集積をしていかなければならないという前提ではあります。なかなか人ごとの積み上げというのが難しく、ここへ上がっている数字については、利用権設定がなされた方々のトータルになっております。</p>
農業委員 21番	<p>地区別の数字はだしてないのですか。</p>
事務局	<p>地区別のデータも作っていますが、国が定めた様式上載せるところがございませんでした。</p>
議 長	<p>次回からは別添の資料等の用意をし、分かりやすく説明できるようにしていただければ幸いです。ほかにもございますか。</p> <p>なければ事務局の説明が終わりましたので質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので別添の内容で公表いたします。</p> <p>以上で議案の審議が全部終了しました。 これをもって本日の会議を終了いたします。 お疲れ様でした。</p>
-----	---